

大分県報

平成三十一年
第三〇五〇号
一月十五日

(火曜日)

目次

告示

| | |
|-----------------------------------|---|
| 身体障害者福祉法による医師の指定..... | 一 |
| 特定非営利活動法人の設立認証申請..... | 一 |
| 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出..... | 一 |
| 土地改良区の定款変更認可..... | 二 |
| 土地改良区の解散認可..... | 二 |
| 大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更..... | 二 |
| 大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画の一部変更..... | 五 |
| 公 告 | |
| 土地改良区の役員の就退任(二件)..... | 六 |
| 清算人の就任..... | 六 |

○告示

大分県告示第九号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。
平成三十一年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| | | | |
|----------|------|------------------------|-----------|
| 指定障害区分 | 医師氏名 | 勤務場所 | 指定年月日 |
| 肢体不自由後 | 藤 誠 | 臼杵病院 臼杵市大字江無田一五四番地一 | 平三〇・一二・二〇 |
| ぼうこう又は直腸 | | | |

の機能障害 廣 石 和 章 国東市民病院
小腸の機能障害 国東市安岐町下原一四五六番地

大分県告示第十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。
平成三十一年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 申請のあった年月日
平成三十年十二月二十日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 福和会
- 代表者の氏名
都 築 克 宜
- 主たる事務所の所在地
豊後大野市三重町川辺字迫千五百七十五番地一
- 定款に記載された目的
この法人は、大分県内在住の障がい者や引きこもりの若者など社会参加が困難な者に対して、一般就労につながる訓練および支援を行うことにより、一般企業の人材不足解消の一助となるなど、地域社会への貢献を目的とする。

大分県告示第十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成三十一年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ別府店
別府市新港町十六番 外五筆
- 届出者の氏名又は名称及び住所

平成三十一年一月十五日

大分県報(告示)

名古屋友豊株式会社

代表取締役 山口 真史

愛知県名古屋市中川区尾頭橋一丁目一番四十七号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 柴田 英二

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目十三番二十一号

変更後 マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 佐々木 勉

福岡県福岡市博多区大井二丁目三番一号

4 変更の年月日

代表者 平成二十六年五月二十三日

住所 平成三十年十一月十二日

二 届出年月日

平成三十年十二月七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十一年一月十五日から平成三十一年五月十五日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年五月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改

良区の定款変更を認可した。
平成三十一年一月十五日

大分県知事 広瀬 貞

| | | |
|----------|-------|-----------|
| 土地改良区名 | 所在地 | 認可年月日 |
| 大野町土地改良区 | 豊後大野市 | 平三〇・一二・二五 |

大分県告示第十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。
平成三十一年一月十五日

大分県知事 広瀬 貞

| | | |
|---------|-------|-----------|
| 土地改良区名 | 所在地 | 認可年月日 |
| 上野土地改良区 | 豊後高田市 | 平三〇・一二・二五 |

大分県告示第十四号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項及び第八項の規定により、大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成三十年大分県告示第六号)の全部を平成三十年十二月二十一日付けで次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。
平成三十一年一月十五日

大分県知事 広瀬 貞

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する計画
1 本県の海面漁業は、平成二十八年の生産量で全国第二十二位、生産額で全国第二十一位と、全国で中位の漁獲水準にある。また、まき網漁業漁獲物を利用した水産加工業も盛んであり、県下沿岸域において、水産業は中核的な産業となっている。

2 本県水域は、豊前海及び伊予灘西部域を含む瀬戸内海海域と黒潮系水の影響を強く受ける豊後水道海域とに大別され、これら両海域が豊予海峡周辺で接している。このため、県内の水産資源は、瀬戸内海海域あるいは豊後水道海域に固有の資源と両海域に分布又は回遊する資源等とが混在し、魚介類の種類及び量ともに豊富で、全国的にも有数

な漁場を形成している。

我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られている。本県海域での生産量については、平成二十八年は前年よりアジ類が増加したものの、マグロ・カジキ類、イワシ類、タチウオ、エビ類、アサリ類等が減少し、〇・四パーセント減の三万五千二百七十八トンとなっている。本県水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、海洋生物資源について種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量及び海域別の漁獲努力可能量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 また、第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源以外の県下沿岸域の主要資源については、種苗放流を積極的に実施し、適正な漁業管理を進めるとともに、資源の有効利用のために必要な調査を行い、総合的な資源管理を実施するものとする。

5 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県への入漁船及び他県からの入漁船を含め第一種特定海洋生物資源の採捕実績の確な把握に努めることとする。

6 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行うためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、大分県農林水産研究指導センター水産研究部を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るために、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量制度においては他県からの入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

9 大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画は、中西部太平洋まぐろ類委員会に

において決定されたくろまぐろの保存及び管理措置に基づいて、別に定める。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる平成三十年の期間及び知事管理量は、次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 知事管理量 |
|---|---------------------------|-------|
| まあじ | 平成三十年一月から 平成三十年十二月まで | 若干 |
| まいわし | 平成三十年一月から 平成三十年十二月まで | 若干 |
| まさば及びごまさば | 平成三十年七月から 平成三十一年六月まで | 若干 |
| 2 第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる平成三十一年の期間及び知事管理量は、次のとおりである。 | | |
| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 知事管理量 |
| まあじ | 平成三十一年一月から 平成三十一年十二月まで | 若干 |
| まいわし | 平成三十一年一月から 平成三十一年十二月まで | 若干 |
| まさば及びごまさば | 平成三十一年七月から 平成三十二年六月まで | (注) |

(注) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

三 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、平成三十年の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりとする。なお、海域別及び操業期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業については、「若干」とすることとした。

さらに、当該漁獲圧が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、明示しないこととした。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|--------------------|--------------|-----------|-----------|------------------|------------|-----------------|-------------|------------------------|---------------|--------------|---------------------------------------|------------|---------------------|--------------|
| <p>まあいし 中型まき網漁業 若干 小型まき網漁業 若干</p> <p>(注) 中型まき網漁業とは、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第二項に規定する漁業をいい、小型まき網漁業とは、大分県漁業調整規則(昭和四十二年大分県規則第十八号)第七条第三号に規定する漁業をいう。</p> <p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、平成三十一年の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりとする。なお、海域別及び操業期間別の数量は定めない。</p> <p>また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業については、「若干」とすることとした。</p> <p>さらに、当該漁獲圧が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、明示しないこととした。</p> <p>まあいし 中型まき網漁業 若干 小型まき網漁業 若干</p> | <p>まがいし 中型まき網漁業 若干 小型まき網漁業 若干</p> <p>(注) 中型まき網漁業とは、漁業法第六十六条第二項に規定する漁業をいい、小型まき網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第三号に規定する漁業をいう。</p> <p>四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>1 まあいし 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、これら漁業を営む者に対しては、海洋生物資源の採捕の数量及び漁獲努力量等の報告に関する規則(平成八年大分県規則第八十二号。以下「規則」という。)に基づき採捕数量等の報告を義務付けることとする。</p> <p>また、これらの漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規則と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。</p> <p>さらに、まあいし採捕を目的とするその他の漁業及び遊漁にあつては、その実態の把握に努めることとし、数量管理のあり方等について検討するものとする。</p> <p>2 まいし及びごまさは(共通施策)</p> | <p>中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、これら漁業を営む者に対しては、規則に基づき採捕数量等の報告を義務付けることとする。</p> <p>また、これらの漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規則と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。</p> <p>五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項</p> <p>1 平成三十年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="710 1108 790 1265"> <p>第二種特定海洋生物資源</p> </td> <td data-bbox="710 1265 790 1467"> <p>採捕の種類</p> </td> <td data-bbox="710 1467 790 1579"> <p>海域</p> </td> <td data-bbox="710 1579 790 1814"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="710 1814 790 2116"> <p>漁獲努力量(隻日)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1108 710 1265"> <p>さわら</p> </td> <td data-bbox="478 1265 710 1467"> <p>さわら流し網漁業</p> </td> <td data-bbox="478 1467 710 1579"> <p>瀬戸内海</p> </td> <td data-bbox="478 1579 710 1814"> <p>九月一日から十二月三十一日まで</p> </td> <td data-bbox="478 1814 710 2116"> <p>一三、五〇〇</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1108 478 1265"> <p>まこがれい</p> </td> <td data-bbox="311 1265 478 1467"> <p>小型機船底びき網漁業(うち手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業)</p> </td> <td data-bbox="311 1467 478 1579"> <p>周防灘</p> </td> <td data-bbox="311 1579 478 1814"> <p>一月一日から二月十日まで</p> </td> <td data-bbox="311 1814 478 2116"> <p>二、四四五</p> </td> </tr> </table> <p>(注) さわら流し網漁業とは、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則(平成八年農林水産省令第三十一号)第一条第六号に規定するさわら流し網漁業をいい、小型機船底びき網漁業とは、同条第二号に規定する小型機船底びき網漁業をいう。</p> <p>2 平成三十一年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。</p> | <p>第二種特定海洋生物資源</p> | <p>採捕の種類</p> | <p>海域</p> | <p>期間</p> | <p>漁獲努力量(隻日)</p> | <p>さわら</p> | <p>さわら流し網漁業</p> | <p>瀬戸内海</p> | <p>九月一日から十二月三十一日まで</p> | <p>一三、五〇〇</p> | <p>まこがれい</p> | <p>小型機船底びき網漁業(うち手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業)</p> | <p>周防灘</p> | <p>一月一日から二月十日まで</p> | <p>二、四四五</p> |
| <p>第二種特定海洋生物資源</p> | <p>採捕の種類</p> | <p>海域</p> | <p>期間</p> | <p>漁獲努力量(隻日)</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>さわら</p> | <p>さわら流し網漁業</p> | <p>瀬戸内海</p> | <p>九月一日から十二月三十一日まで</p> | <p>一三、五〇〇</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>まこがれい</p> | <p>小型機船底びき網漁業(うち手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業)</p> | <p>周防灘</p> | <p>一月一日から二月十日まで</p> | <p>二、四四五</p> | | | | | | | | | | | | | | |

(注) さわら流し網漁業とは、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第一
 条第六号に規定するさわら流し網漁業をいい、小型機船底びき網漁業とは、同条第
 二号に規定する小型機船底びき網漁業をいう。
 六 第二種特定海洋生物資源ごとに定める漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める
 量に関する事項
 1 平成三十年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力
 量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。

| | | | | |
|-----------------|---|------|---------------------|-----------|
| 第二種特定海 洋生物資源 | 採捕の種類 | 海域 | 期間 | 漁獲努力量(隻日) |
| さわら | さわら流しさし網 漁業 | 瀬戸内海 | 九月一日から 十二月三十一日まで | 一三、五〇〇 |
| まごがれい | 小型機船底びき網 漁業(うちこぎ網 漁業及び貝けた網 漁業) | 周防灘 | 一月一日から 二月十日まで | 二、四四五 |

(注) さわら流しさし網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第六号に規定するさし網
 漁業のうち、県知事の許可を受けてさわらを目的として操業する流しさし網漁業を
 いい、こぎ網漁業及び貝けた網漁業とは、同規則第六条に規定する小型機船底びき
 網漁業のうち、手練第二種漁業こぎ網漁業及び手練第三種漁業貝けた網漁業をい
 う。
 2 平成三十一年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力
 量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。

| | | | | |
|-----------------|---|------|---------------------|-----------|
| 第二種特定海 洋生物資源 | 採捕の種類 | 海域 | 期間 | 漁獲努力量(隻日) |
| さわら | さわら流しさし網 漁業 | 瀬戸内海 | 九月一日から 十二月三十一日まで | 一三、五〇〇 |
| まごがれい | 小型機船底びき網 漁業(うちこぎ網 漁業及び貝けた網 漁業) | 周防灘 | 一月一日から 二月十日まで | 二、四四五 |

(注) さわら流しさし網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第六号に規定するさし網
 漁業のうち、県知事の許可を受けてさわらを目的として操業する流しさし網漁業を

いい、こぎ網漁業及び貝けた網漁業とは、同規則第六条に規定する小型機船底びき
 網漁業のうち、手練第二種漁業こぎ網漁業及び手練第三種漁業貝けた網漁業をい
 う。
 七 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
 1 さわら
 瀬戸内海等のさわらの資源回復を図るために、「大分県資源管理指針」に基づく資源
 管理措置の着実な実施を推進する。
 知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を
 進めることとする。
 2 まごがれい
 周防灘のまごがれい等七魚種の資源回復を図るために、「周防灘小型機船底びき網漁
 業対象種の資源管理に関する覚書」及び「大分県資源管理指針」に基づく資源管理措置
 の着実な実施を推進する。
 知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を
 進めることとする。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状
 況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調
 査・研究の充実強化を更に進めることとする。
 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取
 組を進めることとする。

大分県告示第十五号
 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規
 定により、大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画(平成三十年大分県告示第四
 百七十六号)の一部を平成三十年十二月二十一日付けで次のとおり変更したので、海洋生物
 資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第十項において準用する同条
 第五項の規定に基づき、公表する。
 平成三十一年一月十五日

二の表中
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

くろまぐろ三十キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」とい)〇・五トン

| | |
|----------------------------------|-------|
| う。) | |
| くろまぐる三十キログラム以上の大型魚(以下、「大型魚」という。) | 一・〇トン |
| くろまぐる三十キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。) | 〇・七トン |
| くろまぐる三十キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。) | 六・〇トン |

○公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、享保井路土地改良区(大分市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。
 平成三十一年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| | | |
|--------|-------|-----------------|
| 役名 | 氏名 | 住 所 |
| 理事 | 神田和敏 | 大分市大字鬼崎六二〇番地の一 |
| 〃 | 三ヶ尻通泰 | 〃 大字横瀬二〇四八番地の一 |
| 〃 | 秦野久 | 〃 大字横瀬二九四番地 |
| 〃 | 高山幸人 | 〃 大字田原一〇〇三番地 |
| 〃 | 後藤和臣 | 〃 大字小野鶴九七九番地 |
| 〃 | 白根勲 | 〃 大字上宗方一八二七番地の一 |
| 監事 | 小野和田留 | 由布市挾間町鬼崎二二〇番地 |
| 〃 | 佐藤征夫 | 大分市大字田原一九五番地の三 |
| 〃 | 関謙二 | 〃 大字小野鶴三三二番地 |
| (就任役員) | | |
| 役名 | 氏名 | 住 所 |
| 理事 | 小野和田留 | 由布市挾間町鬼崎二二〇番地 |

| | | |
|----|-------|-----------------|
| 〃 | 三ヶ尻通泰 | 大分市大字横瀬二〇四八番地の一 |
| 〃 | 秦野久 | 〃 大字横瀬二九四番地 |
| 〃 | 高山幸人 | 〃 大字田原一〇〇三番地 |
| 〃 | 後藤和臣 | 〃 大字小野鶴九七九番地 |
| 〃 | 関謙二 | 〃 大字小野鶴三三二番地 |
| 監事 | 神田和敏 | 〃 大字鬼崎六二〇番地の一 |
| 〃 | 佐藤征夫 | 〃 大字田原一九五番地の三 |
| 〃 | 田中健一 | 〃 大字上宗方一七一番地 |

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、享保井路土地改良区(大分市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。
 平成三十一年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| | | |
|--------|-------|-----------------|
| 役名 | 氏名 | 住 所 |
| 理事 | 三ヶ尻通泰 | 大分市大字横瀬二〇四八番地の一 |
| (就任役員) | | |
| 役名 | 氏名 | 住 所 |
| 理事 | 中山卓久 | 大分市大字横瀬二二七一番地 |

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、清算法人上野土地改良区(豊後高田市)から、就任した清算人の氏名及び住所について次のとおり届出があった。
 平成三十一年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| | |
|------|-----------------|
| 河野俊一 | 豊後高田市田染真中一三二六番地 |
| 藤本弘治 | 〃 田染真木一六二七番地四 |
| 石垣納康 | 〃 田染上野五四七番地 |
| 瀬口庄司 | 〃 田染上野二七五番地 |
| 田邊秀春 | 〃 田染上野七六六番地 |
| 岩田好美 | 〃 田染相原九三八番地一 |
| 安藤浩之 | 〃 田染上野五七七番地一 |

平成三十一年一月十五日

大分県報(公告)